

令和8年4月版

「堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」

浄化槽保守点検業者 登録のしおり

堺 市 保 健 所
生 活 衛 生 課

目 次

| | ページ |
|---------------------------|-----|
| 1. 浄化槽の維持管理について | 1 |
| 2. 浄化槽保守点検業者の登録について | 2 |
| 3. 登録の手続き方法について | 3 |
| 4. 登録を受けたら | 4 |
| 5. 登録の変更・廃止等の届出 | 5 |
| 6. 罰 則 | 7 |
| 7. 登録に必要な要件 | 8 |
| 8. 登録申請書記入例 | 9 |
| 9. その他届出等記入例 | 16 |

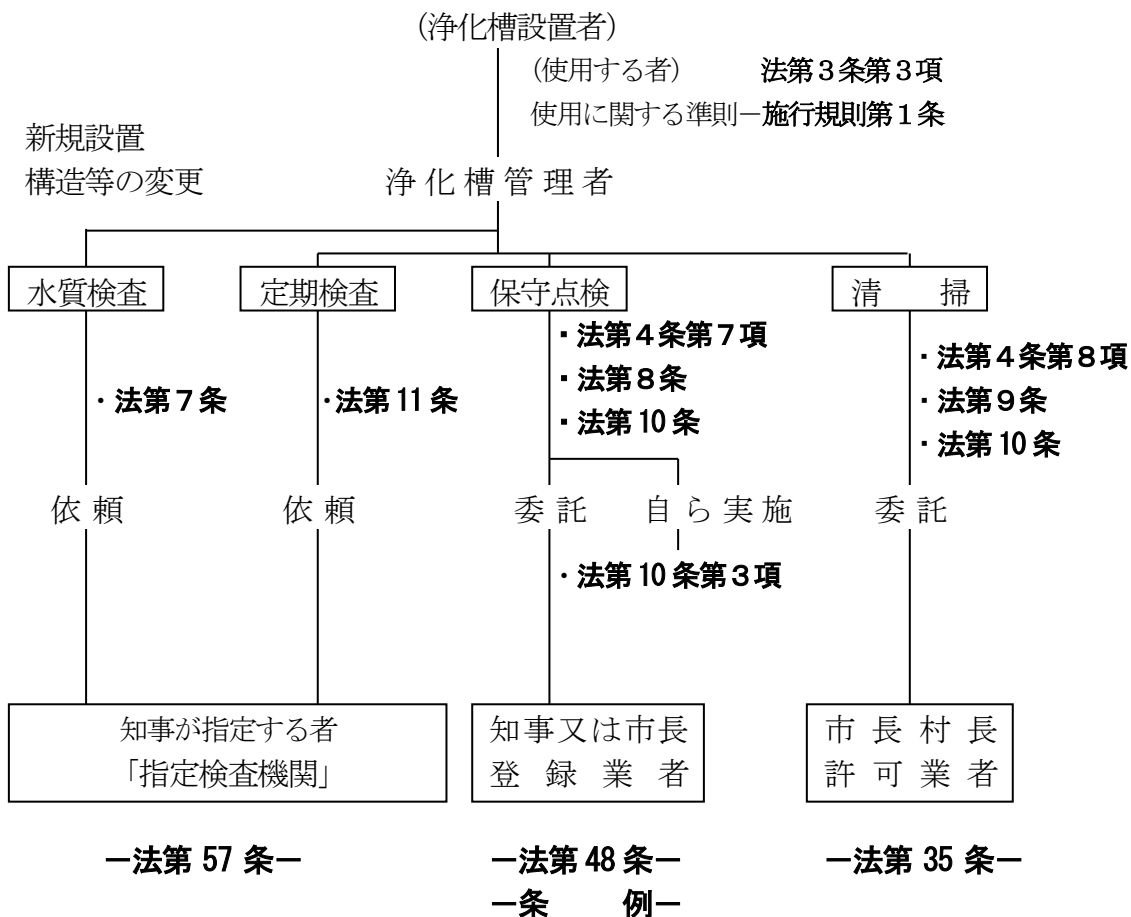
1. 浄化槽の維持管理について

「浄化槽法」は、浄化槽についてその実態に即した規制を設けるとともに、製造・(販売)・施工・保守点検・清掃について統一的に規制することによって、浄化槽が本来の機能を発揮できるようにし、生活環境の保全と公共用水域の水質の汚濁を防止することを目的としています。

また、「浄化槽法」において、“浄化槽とは、便所と連結して、し尿およびこれと併せて雑排水を処理し放流する施設であって、下水道法に基づく施設又は地方公共団体のし尿処理施設以外のものをいう。”と定義されています。

これら浄化槽の管理者は、浄化槽の保守点検を自ら行えない場合、専門の業者に委託する必要があります。

《浄化槽の維持管理に関する法体系》



2. 浄化槽保守点検業者の登録について

「浄化槽法」が昭和58年5月に制定され、浄化槽保守点検業者について、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長）の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を条例で設けることができることとなりました。

(1) 登録とは

公示と許可を兼ね備えた性格を持ち、堺市域で浄化槽の保守点検業を営もうとする者は、堺市長の登録を受ける必要があります。

(2) 登録対象者

堺市内において浄化槽の保守点検を業としている者、又はしようとする者です。

(3) 登録に必要な要件の概要

条例第5条に定める登録の拒否要件に該当しないこと及び第6条に定める登録の基準に適合することが必要です。

なお、登録の基準は次のとおりです。

1. 大阪府の区域内に営業所を有すること。
2. 営業所ごとに浄化槽管理士を置くこと。
3. 営業所ごとに規則で定める器具を備えること。

(4) 登録等手数料

登録の申請、書換え、再交付については次の手数料が必要です。

| 項 目 | 手 数 料 |
|-------------------|---------|
| 浄化槽保守点検業登録申請手数料 | 34,600円 |
| 浄化槽保守点検業登録証書換え手数料 | 1,600円 |
| 浄化槽保守点検業登録証再交付手数料 | 2,100円 |

(5) 登録有効期間

登録の有効期間は5年間です。

なお、期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、期間満了日前30日までに新たに登録の手続きが必要です。

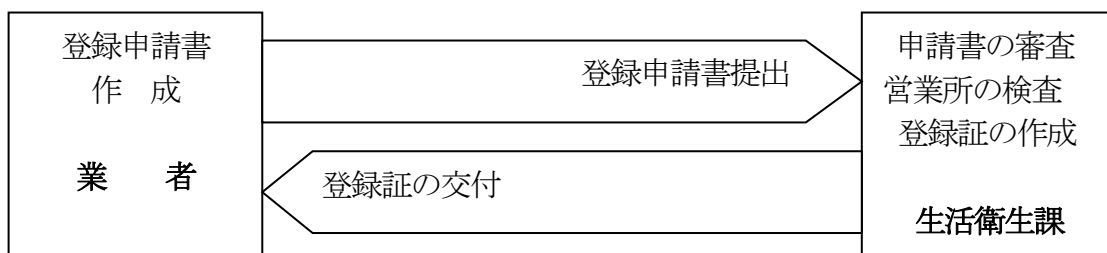
3. 登録の手続き方法について

登録を受けるためには、定められた手続きが必要です。

(1) 登録申請書の提出

登録を受けようとする者は、必要な書類を生活衛生課へ提出して下さい。

なお、控えが必要な場合、窓口申請の場合は写しを1部持参して下さい。メールでの申請の場合は控え希望とメール本文に記載して下さい。



(2) 登録申請に必要な書類

登録申請書の様式は、生活衛生課窓口で配付、又はホームページに掲載しています。

なお、申請に必要な書類は次のとおりです。

| 書 類 | 備 考 |
|-----------------|---|
| 浄化槽保守点検業登録申請書 | 様式第1号 |
| 浄化槽管理士免状の写し | (免状の原本は不要) |
| 浄化槽保守点検業器具明細書 | 様式第2号 |
| 営業所の附近見取図 | |
| 大阪府下における登録状況 | (登録証の写しは不要) |
| (任意) 登記事項証明書の写し | 添付していただくと、窓口申請時の受付が時間短縮になります (法人の場合のみ) |

記入方法については、記入例を示していますので参考にして下さい。

4. 登録を受けたら

必要な手続きを終了し登録証の交付を受けた者は、堺市域で浄化槽保守点検業が営めます。

(1) 登録業者の遵守事項

登録を受けた浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士が行うか、又は監督すること。
2. 保守点検の結果、清掃が必要と認められる場合は、浄化槽管理者に対し、必要な措置を講じるよう連絡すること。
3. 次の事項を記載した帳簿を、浄化槽ごとに備え、5年間保存すること。
 - イ 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 所在地
 - ハ 処理能力及び処理方式
 - ニ 保守点検を行った年月日及びその内容
4. 浄化槽管理士に対して、大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第4号に規定する講習会を有効期間内に1回以上受講させること。

(2) 登録の取消し及び営業停止

登録業者が登録の拒否要件等に該当すると認められるときは、登録の取消し又は営業停止を受けることがあります。

(3) 保守点検の内容

登録業者が浄化槽の保守点検を行う場合は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 浄化槽法施行規則第2条の「保守点検の技術上の基準」
2. 堺市浄化槽維持管理指導要領の「保守点検事項」
3. 水質汚濁防止法等関係法規

(4) 浄化槽設置者への啓発

登録業者は、浄化槽の適正な維持管理の推進のため、浄化槽管理者に対し次の事項の積極的な啓発を行って下さい。

1. 浄化槽法施行規則第1条に定める浄化槽の使用に関する準則
2. 浄化槽法第11条で義務付けられた年1回の「定期検査」の受検

(5) 報告

登録業者は、事業について市長から報告を求められた場合に、登録に係る事業の実績等を報告しなければなりません。

5. 登録の変更・廃止・登録証紛失等の手続きについて

登録業者は、登録事項に変更が生じたときや登録に係る事業を廃止したとき、登録証を紛失したときは届出・申請が必要です。

(1) 変更の届出(手数料 なし)

1.

| 必要な場合 | 必要な書類 |
|---------------------------------|--|
| 次の①～④のいずれかに変更があったとき | 浄化槽保守点検業変更届出書に次の書類を添付して下さい。 |
| ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | (任意) 登記事項証明書の写し ※添付していただくと、窓口申請時の受付が時間短縮になります (法人の場合のみ) |
| ② 営業所の名称及び所在地 | 所在地の変更の場合 営業所の附近見取図 |
| ③ 浄化槽管理士の氏名及び管理士免状の交付番号 | 浄化槽管理士免状の写し (免状の原本は不要) |

2. 変更のあった日から 30 日以内に届け出てください。

変更に伴い登録証の書換えも必要な場合、書換え申請も行ってください。

3. 生活衛生課へ提出して下さい。

なお、控えが必要な場合、窓口申請の場合は写しを1部持参して下さい。メールでの申請の場合は控え希望とメール本文に記載して下さい。

4. 個人から法人、法人から個人、又は別法人になった場合、廃止届の提出及び新たな登録申請が必要になります。

(2) 登録証の書換えと再交付申請

1.

| | 必要な場合 | 必要な書類 | 手数料 |
|-----|-------------------|--|--------|
| 書換え | 登録証の記載事項に変更があった場合 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書 登録証 | 1,600円 |
| 再交付 | 登録証を汚損、又は紛失した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽保守点検業登録証再交付申請書 (汚損した場合) 登録証 (紛失した場合) 亡失申立書 ※紛失した登録証を発見したとき、返納すること | 2,100円 |

2. 生活衛生課へ提出して下さい。

なお、控えが必要な場合、窓口申請の場合は写しを1部持参して下さい。メールでの申請の場合は控え希望とメール本文に記載して下さい。

(3) 廃業等の届出

1.

| 必要な場合 | 届出者 | 届出に必要な書類 |
|-----------------------|-----------------|---|
| 浄化槽保守点検業を廃止した場合 | 浄化槽保守点検業者 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽保守点検業廃業等届出書 登録証 (紛失した場合は、亡失申立書) |
| 死亡、又は失踪の宣告を受けた場合 | 戸籍法第87条による届出義務者 | |
| 法人が合併により消滅した場合 | その役員であったもの | |
| 破産した場合 | その破産管財人 | |
| 法人が合併及び破算以外の理由で解散した場合 | その清算人 | |

2. 生活衛生課へ提出して下さい。

なお、控えが必要な場合、窓口申請の場合は写しを1部持参して下さい。メールでの申請の場合は控え希望とメール本文に記載して下さい。

6. 罰 則

登録を受けないで浄化槽保守点検業を堺市域で営んではなりません。
これに違反すると罰則が適用されます。

条例抜粋

(罰 則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 偽りその他不正の手段により第2条第1項の登録を受けた者
- (3) 第14条の規定による停止の処分に違反した者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第20条 第8条第1項の規定に違反して変更の日から30日以内に届出をしなかった者は、科料に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

7. 登録に必要な要件

(1) 登録要件

| 資格に関すること | 器具に関すること |
|----------------------------|--|
| 「浄化槽管理士」免状を有する者を営業所ごとに置くこと | 1 管理器具 イ 水中ポンプ ロ 照明器具 ハ 水準器 2 水質検査器具 イ メスシリンダー（容量1リットルのものに限る） ロ 透視度計 ハ 溶存酸素計 ニ 残留塩素測定器 ホ 水素イオン濃度測定器具 ヘ 塩素イオン濃度測定器具 ト 亜硝酸性窒素検出器具 |

営業所は、大阪府域内になければなりません。

8. 登録申請書記入例

様式第1号（第2条関係）

堺市浄化槽保守点検業登録申請書

令和〇年〇月〇日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地） 堺市堺区南瓦町〇番△号
氏名（名称） 堺浄化槽管理株式会社
（代表者の氏名） 堺 太郎
（電話番号） 072-233-〇〇〇〇

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり浄化槽保守点検業の登録を申請します。

記

| | 名 称 | 所 在 地 |
|----------------------------|--------------------------|-----------------|
| 営 業 所 | (主たる営業所) 堺浄化槽管理株式会社本社 | 堺市堺区南瓦町〇番△号 |
| | 堺浄化槽管理株式会社 岸和田営業所 | 岸和田市宮本町〇丁目□番地△号 |
| | | |
| 浄 化 槽 管 理 士 | 氏 名 | 浄化槽管理士免状の交付番号 |
| | 堺 太郎 | 第 〇〇〇 号 |
| | 保健 所一郎 | 第 △△△ 号 |
| | | |

申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第2号 (第2条関係)

浄化槽保守点検業器具明細書

| | |
|------|------------------|
| 営業所名 | 堺浄化槽管理 株式会社本社 |
|------|------------------|

| 器 具 | 型 式 | 性 能 | 数 量 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----|
| 水中ポンプ | ○△工業×××型 | 揚程7m揚水量 80L/min | 2 |
| 照明器具 | ○△電機投光器 | 350W | 2 |
| 水準器 | △△科学(株) | | 2 |
| メスシリンダー | △△科学(株) SV メスシリンダー | 1,000mL | 2 |
| 透視度計 | (株)××化学 透視度計 | 30cm、1cmメモリ | 2 |
| 溶存酸素計 | □□化学(株) △××型 | 隔膜電極法 0~20mg/L | 1 |
| 残留塩素測定器 | (株)××化学 ○-△型 | DPD法 0.1~2.0ppm | 1 |
| 水素イオン濃度 測定器具 | □□化学(株) | ガラス電極法 0~14 | 1 |
| 塩素イオン濃度 測定器具 | ○○×化学(株) □-○型 | イオン電極法 0~2,000mg/L | 1 |
| 亜硝酸性窒素 検出器具 | ○○×化学(株) | GR法 | 1 |

様式第2号（第2条関係）

浄化槽保守点検業器具明細書

| | |
|------|------------------|
| 営業所名 | 堺浄化槽管理株式会社岸和田営業所 |
|------|------------------|

| 器 具 | 型 式 | 性 能 | 数 量 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----|
| 水中ポンプ | ○△工業×××型 | 揚程7m揚水量 80L/min | 2 |
| 照明器具 | ○△電機投光器 | 350W | 2 |
| 水準器 | △△科学(株) | | 2 |
| メスシリンダー | △△科学(株) SV メスシリンダー | 1,000mL | 2 |
| 透視度計 | (株)××化学 透視度計 | 30cm、1cmメモリ | 2 |
| 溶存酸素計 | □□化学(株) △××型 | 隔膜電極法 0~20mg/L | 1 |
| 残留塩素測定器 | (株)××化学 ○-△型 | DPD法 0.1~2.0ppm | 1 |
| 水素イオン濃度 測定器具 | □□化学(株) | ガラス電極法 0~14 | 1 |
| 塩素イオン濃度 測定器具 | ○○×化学(株) □-○型 | イオン電極法 0~2,000mg/L | 1 |
| 亜硝酸性窒素 検出器具 | ○○×化学(株) | GR法 | 1 |

(1) 営業所附近見取図

（ ふりがな さかいじょうかそうかんりかぶしきかいしゃほんしゃ
営業所名称 堺浄化槽管理株式会社本社
 電話番号 072-233-〇〇〇〇 ）

営業所附近の見取図を記入 又は添付

(2) 大阪府下における登録状況

| 府又は市名 | 登録番号 | 登録の有効期限 |
|-------|-------|----------|
| 大阪府 | 第〇-△号 | 令和〇年〇月〇日 |

(1) 営業所附近見取図

（ ふりがな さかいじょうかそうかんりかぶしきかいしやきしわだえいぎょうしょ ）
営業所名称 堺浄化槽管理株式会社岸和田営業所
電話番号 0724-△△-××××

営業所附近の見取図を記入 又は添付

(2) 大阪府下における登録状況

| 府又は市名 | 登録番号 | 登録の有効期限 |
|-------|-------|----------|
| 大阪府 | 第〇-△号 | 令和〇年〇月〇日 |

9. その他の届出等記入例

1. 堺市浄化槽保守点検業変更届出書（様式第5号）
2. 堺市浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書（様式第6号）
3. 堺市浄化槽保守点検業登録証再交付申請書（様式第7号）
4. 堺市浄化槽保守点検業廃業等届出書（様式第8号）

1. 堺市浄化槽保守点検業変更届出書

様式第5号（第6条関係）

堺市浄化槽保守点検業変更届出書

令和〇年〇月〇日

堺市長殿

届出者 住所（所在地）堺市堺区南瓦町〇番△号
氏名（名称）堺浄化槽管理株式会社
（代表者の氏名）堺 太郎
（電話番号）072-233-〇〇〇〇

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり浄化槽保守点検業の変更の届出をします。

記

| | | | |
|--------------|----------|----------------------|---------------------|
| 登録の年月日及び登録番号 | | 令和△年△月△日 堺●●第〇〇〇号 | |
| 変更内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 |
| | 営業所名称の変更 | 堺浄化槽管理株式会社 岸和田営業所 | 堺浄化槽管理株式会社 岸和田支店 |
| 変更年月日 | | 令和□年□月□日 | |

法人の代表者の変更に係る届出に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。

- 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

2. 堺市浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書

様式第6号（第7条関係）

堺市浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書

令和〇年〇月〇日

堺市長殿

申請者 住所（所在地）堺市堺区南瓦町〇番△号
 氏名（名称）堺浄化槽管理株式会社
 （代表者の氏名）堺 太郎
 （電話番号）072-233-〇〇〇〇

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条の規定により、下記のとおり浄化槽保守点検業登録証の書換え交付を申請します。

記

| | | | |
|--------------|----------|-------------------|-----------------|
| 営業所 | 名称 | 堺浄化槽管理株式会社岸和田支店 | |
| | 所在地 | 岸和田市宮本町〇丁目□番地△号 | |
| 登録の年月日及び登録番号 | | 令和△年△月△日 堺●●第〇〇〇号 | |
| 変更内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 |
| | 営業所名称の変更 | 堺浄化槽管理株式会社岸和田営業所 | 堺浄化槽管理株式会社岸和田支店 |
| 変更年月日 | | 令和□年□月□日 | |

3. 堺市浄化槽保守点検業登録証再交付申請書

様式第7号（第8条関係）

堺市浄化槽保守点検業登録証再交付申請書

令和〇年〇月〇日

堺市長殿

申請者 住所（所在地）堺市堺区南瓦町〇番△号
氏名（名称）堺浄化槽管理株式会社
（代表者の氏名）堺 太郎
（電話番号）072-233-〇〇〇〇

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり浄化槽保守点検業登録証の再交付を申請します。

記

| | | |
|--------------|-----|-------------------|
| 営業所 | 名称 | 堺浄化槽管理株式会社本社 |
| | 所在地 | 堺市堺区南瓦町〇番△号 |
| 登録の年月日及び登録番号 | | 令和△年△月△日 堺●●第〇〇〇号 |
| 再交付申請の理由 | | 登録証を紛失したため |

4. 堺市浄化槽保守点検業廃業等届出書

様式第8号（第9条関係）

堺市浄化槽保守点検業廃業等届出書

令和〇年〇月〇日

堺市長殿

届出者 住所（所在地）堺市堺区南瓦町〇番△号

氏名（名称）堺浄化槽管理株式会社

（代表者の氏名）堺 太郎

（電話番号）072-233-〇〇〇〇

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条の規定により、下記のとおり浄化槽保守点検業の廃業等の届出をします。

記

| | | |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| 浄化槽 保守 点検業者 | 住所（所在地） | 堺市堺区南瓦町〇番△号 |
| | 氏名（名称） （代表者の氏名） | 堺浄化槽管理株式会社 堺 太郎 |
| 登録の年月日及び登録番号 | | 令和△年△月△日 堺●●第〇〇〇号 |
| 廃業等の理由 | | 法人を解散したため |
| 廃業等の年月日 | | 令和□年□月□日 |